

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に採用され、タクシー運転手として勤務していたところ、平成○年○月○日、客を乗せて交差点を青信号で進入したところ、後ろから走行してきた車に追突され負傷し、Cクリニックを受診し「腰椎捻挫、外傷性頸両肩部症候群」と診断され、加療の後、平成○年○月○日に治癒となった。
- 2 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）併合第3級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 3 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第3級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解等からみて、神経障害及び機能障害であると認められるので、以下検討する。

(1) 神経障害について

D医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「E大学と共同で、神経ブロック療法、薬物療法、脊髄刺激電極挿入など施行するが著効せず、平成○年○月○日症状固定。」と述べている。

F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「左上肢及び両下肢に、痛み、浮腫あり、皮膚の硬結・色素沈着著明」と述べている。また、G医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「既存の左上肢CRPSに加え、左下肢、右下肢、右上肢とCRPS症状が拡大」と述べている。

H医師は、上記各主治医の診断等を確認した上で、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「疼痛の程度は強いため、軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛に相当する」と述べている。

当審査会としては、H医師の意見は妥当であり、請求人に残存する疼痛は、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第7級の3）と判断する。

(2) 機能障害について

D医師は、診断書において、要旨、「上下肢腱反射を施行するも拘縮が著しいため不可、Motorのlossも右手指以外は測定不可であり、右前腕～手指のみがかろうじて動作は可能なるも緩慢。左上肢、両下肢は全廃状態である。」と述べている。F医師は、診断書において、要旨、「左上肢、両下肢は、ほぼ廃用萎縮状態である。」と述べている。また、G医師は、診断書において、要旨、「左上肢、両下肢は強直、廃用状態、右上肢も制限著しい。」と述べている。

H医師は、上記医師の意見も参考とした上で、請求人の関節可動域を他動運動で測定し、意見書において、要旨、「関節可動域からは左上肢は用を廃したものに相当。右上肢はすべての関節機能に著しい障害、両足関節は関節の用を廃したもの、両股関節と膝関節は関節機能に著しい障害を残すものに相当する。」と述べている。

同医師の意見書により判断すると請求人の機能障害は、以下のとおりと認められる。

ア 左上肢は、関節可動域は認められないため、「1 上肢の用を全廃したもの」(障害等級第5級の4)である。

イ 右上肢は、関節可動域が参考可動域と比較して1/2以下に制限されており、著しい障害を残すことから、「1 上肢の3大関節の全ての関節の機能に障害を残すもの」(準用第8級)である。

ウ 右下肢及び左下肢は、

(ア) 両足関節は、関節可動域は認められないため、「1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」(障害等級第8級の7)である。

(イ) 両股関節は、関節可動域が参考可動域と比較して1/2以下に制限されており、「1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第10級の10)である。

(ウ) 両膝関節は、関節可動域が参考可動域と比較して1/2以下に制限されており、「1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第10級の10)である。

(エ) 上記のことから、併合の方法を用いてそれぞれ準用7級となる。

エ したがって、請求人に残存する機能障害は、決定書理由に説示するとおり、併合の方法を用いて障害等級第3級と認められる。

(3) 当審査会としても、上記の(1)及び(2)から、請求人に残存する障害は、障害等級第3級に該当するものであると判断する。

(4) なお、請求人は、H医師が、関節可動域の測定において、他動運動による測定値を採用したことは適切でない旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、同医師が医学的判断に基づき他動運動による測定値を採用したことは妥当であると判断する。また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。